

一般社団法人福井県バスケットボール協会 謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人福井県バスケットボール協会（以下、「本協会」という。）が支払う謝金及び日当等について必要な事項を定めることを目的とする。

(労務内容及び支給対象者)

第2条 謝金の対象労務の内容及び支給対象者については、「別表1」の定めるとおりとする。ただし、関係先等から別途謝金等が支払われる場合は支給しないものとする。

2 日当の対象労務の内容及び支給対象者については、「別表2」の定めるとおりとする。ただし、関係先等から別途日当等が支払われる場合は支給しないものとする。

(謝金の対象)

第3条 謝金の対象は、本協会主催の県大会以上の競技会における医師又は看護師又は審判員並びに本協会主催の講習会の講師等とする。

2 本協会主催の県大会以上の競技会を学校施設で開催する場合は、会場となる学校に1日当たり5,000円を支払うものとする。ただし、各アンダーカテゴリーの県リーグ戦は対象外とする。

3 本協会主催の県大会以上の競技会において、大会に参加するチーム以外の高校生チーム等に補助員を依頼した場合は、1チームあたり1日5,000円を支払うものとする。

4 その他、謝金を支払う必要が生じた場合は、理事会で協議し決定する。

(日当の対象)

第4条 日当の対象は、本協会主催の県大会以上の競技会における会場準備及び当日の運営に携わる者並びに本協会の委員会等が開催する会議等に参加する者とする。

2 本協会の委員会等の会議とは、常務理事会、理事会、各委員会、各部会をさす。

3 本協会の委員会等の会議を実施したときは「別紙」の報告書を提出しなければならない。

(支払)

第5条 諸謝金及び諸日当は、支給対象者本人に対して支払うものとする。

(雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は会長が定める。

2 第2条の規定に関わらず特別な事情がある場合は、会長の決裁により金額を調整することができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は理事会の決議を経て行う。

(附則)

令和6年6月22日 改定

令和8年3月30日 一部改定（第7条追加）

(別表1)

労務内容	支給対象者	支給額	備考
競技会	医師	30,000円/日	交通費は支給なし
	看護師	10,000円/日	〃
	審判	2,000円/試合	ライセンスD級以上(E級審判は交通費を含め支給なし) 交通費は別途支給
	マンツーマン ディレクター	1,000円/試合	交通費は別途支給
指導者養成講習会	C級・D級養成講習 コーチデベロッパー	6,000円/時間	JBA統一規定 交通費は別途支給
	リフレッシュ講習 外部講師	10,000円/時間	県外者の場合は交通費別途相談
	リフレッシュ講習 協会関係講師	3,000円/時間	交通費は別途支給

※協会主催の講演会の講師謝金等については別途協議し支給額を決定する。

(別表2)

労務内容	支給対象者	支給額	備考
競技会	機材搬送スタッフ	1,000円/回	交通費は別途支給
	会場準備スタッフ	1,000円/回	交通費は別途支給 ※リーグ戦は除く
	事前準備スタッフ	1,000円/回	交通費は別途支給
	大会運営スタッフ	2,000円/日	半日の場合は1,000円 交通費は別途支給
	審判補助スタッフ	2,000円/日	半日の場合は1,000円 交通費は別途支給 審判業務のある者は除く
ユース育成練習会	指導スタッフ	2,000円/回	交通費は別途支給
国スポ練習会	指導スタッフ	2,000円/回	交通費は別途支給
指導者養成講習会	運営スタッフ	2,000円/日	半日の場合は1,000円 交通費は別途支給
審判講習会	運営スタッフ	2,000円/日	半日の場合は1,000円 交通費は別途支給
会議	協会役員・委員 ※講習会の受講者は除く	1,000円/回	交通費は別途支給 ※委員会・部会の支給対象会議は4回までとする。

一般社団法人福井県バスケットボール協会長 様

報告日

記載責任者

会議報告書

以下の会議を実施したので報告いたします。

1. 会議名

2. 実施日時

3. 実施会場

4. 参加者名 (敬称略、計 名)

.....
.....
.....

5. 会議概要 (主な内容)

.....
.....
.....
.....

【確認欄】

	署名	署名日
会長		
専務理事		